

災害時応急活動等の協力に 関する業務基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市建設業協会（以下「乙」という。）とは、千葉市内における大地震、火災、暴風雨及び大規模列車事故等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る活動等（以下「災害応急活動等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害に因る被害を軽減するため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急活動等を実施する必要があると認めるとときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、災害応急活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条第1項の協力要請を受けた場合に速やかに災害応急活動等を実施するため、本市の区域を中央・美浜地区、花見川・稲毛地区、若葉地区及び緑地区（以下「各地区」という。）に区分し、乙の会員で、かつ、千葉

市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者をあらかじめ甲と協議のうえ各地区のいずれかに割り当て協力体制を整備しておくものとする。

(要請手続)

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請手続きをする場合は消防局警防部警防課が行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、警防部警防課以外の中央消防署、花見川消防署、稲毛消防署、若葉消防署、緑消防署及び美浜消防署からも乙に対し協力の要請手続きをすることができるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急活動等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは甲乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害応急活動等に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の例による。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成**19**年**4**月**25**日